

「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」  
に関する周辺自治会代表者会議概要

日 時：平成22年3月29日（月） 19：30～21：40

場 所：栗東市中央公民館 大ホール

出席者：（滋賀県） 田口副知事、西嶋部長、山岡管理監、上田室長、梶岡参事、井口副参事、  
卯田主幹、木村副主幹、谷川副主幹、浅見副主幹、鶴飼副主幹、酒井主任主事  
（栗東市） 國松市長、中村副市長、乾沢部長、竹内課長、今村室長、太田主幹、矢間主査  
（県会議員）九里、三浦  
（市会議員）太田利貞、池田、井之口、北野、久徳、國松篤、太田浩美、田村、林、山本、下田  
（7自治会代表）20名  
（傍聴者等）16名  
（マスコミ）NHK（3人）京都新聞（3人）毎日新聞、中日新聞、読売新聞、滋賀報知  
（全出席者 78名）

1．周辺自治会代表者会議での各自治会長からの状況報告概要

（A）

- ・3月に入って少し進展してきたと感じていた。
- ・しかし緊急対策だけで終わっては困るので、有害物質除去ということが大事である。
- ・早く手をつけてほしいというのが我々の願いである。
- ・有害物質が見つかるかどうかは、実際に調査をして見つけてもらいたい。
- ・緊急対策、恒久対策の二本立てでしっかり前に進んでいただきたいというのが[ ]の住民の総意である。

（B）

- ・当初から要求しているように、一刻も早く解決したいということで早く進めてほしい。
- ・最終的に県が県有地化ということを行ったのでそれに進むことであれば協力してやっていくということで総意が出ている。

（C）

- ・10年以上かかっている問題だから早く何とか対策工を確定して取り組んでいかなければならない。この点についてはみんながその通りだと思う。
- ・しかしその取り組み方の基本に何を置くべきか、やはり有害物を除去してほしい。これが第一だ。
- ・現時点で申し上げられることは、同意できる部分もあるが、同意できない部分もあるというのが現状と思う。
- ・具体的には、1の基本方針についてはこの姿勢については以前よりも前向きになったのと違うかなと読み取れる。
- ・ただし、部分的には浸透水、地下水等の調査については既存の井戸のことしか触れていないが、追加も必要ではないかという意見も出ている。

- ・ 1については、基本的には、何とか同意できそうな部分はある。
- ・ しかし、2番の部分、有害物を調査し、除去するという部分、これで本当に除去できるのかという疑念がある。そこが気になる。
- ・ この部分については我々も質問書を出して県から文書回答をもらったが、説明会を何回もしてほしいと言っていたが、今だセットされていない。
- ・ それで3月末までに結論を出してくれと言われても出し得ない部分がある。そのへんが非常に気になる。そのへんは是非お願いしたい。
- ・ そういう意味で同意できる部分もあるが、同意できない部分もあるといわざるを得ないと思っている。
- ・ 追加だが、有害物調査検討委員会の設定について、是非住民との協議も含めて住民の声を聞く機会を設けてほしい。
- ・ 予算措置については特別どうこうということはないが、地元の同意を得てから執行してほしい。

( D )

- ・ 基本方針、有害物をできる限り除去することということに関しては同意できるが、2番以降、有害物の除去の方法とか調査の方法とかという部分については、もう少し詳細な説明を受けてもうちょっと緻密な別の方法もあるんじゃないかという意見もあるのでそこら辺の部分を宿題として残しながらある程度のところで合意ができるのかなと思っている。
- ・ もう一つは、3月議会の中で共産党の西川仁議員からの「自治会に同意してもらうために何が必要か」との質問に対し、知事が「今議論いただくことと、同意をいただいたあと詳細について今後詰めていくことを切り分けていただいて」と答弁したが、この部分がよくわからない。住民としては今後の県の方針について同意しろということと切り分けというのがわからないので説明をお願いしたい。

( E )

- ・ 県との話し合いが十分にできておらず、私たち住民の質問が確認したい事項に対して書面だけの不十分な回答では、今回返答することはできない。
- ・ お願いしたにも関わらず、2/15以降県と直接話し合う機会が得られず、とても残念に思う。
- ・ 当自治会としては、11/24に基本要求の内容を十分に取り入れた対応をしていただくというお願いをする。

( F )

- ・ 3/19に役員が寄ってどうするかということで覚書を作成した。読み上げる。
- ・ 今般、環境省からの助言を受け、県から当自治会に示された対応、基本方針について、内容確認および提言を行うという文書にいただいた回答からは県の姿勢には変化がみられず、住民からの切実な態度にも真摯な返答はされていない。国からの助言を逆手にとってむしろ後退しているように見えるものである。特に今回同意がなければ予算執行し

ないとなっているが、これは権力を笠に着た強制的なやり方であり、住民に責任転嫁し、自らの責任を放棄する最も悪辣きわまりない手段である。このような状況下、同意することは我々のみではなく、対外的にも無責任の責めを負わなければならない。したがって、現時点での同意は見送らざるを得ない。

- ・ 苦渋の選択だが、今後の要求として、予算の確保を行った上で住民との同意努力を行うという根本解決への行政責任を遂行されるなら、解決に向けて協議を続行する協力は惜しまない。
- ・ したがって、3月末までの回答だが、緊急対策工事でも3月末に終わると言って回答をいただいているが、3月に入ってから工事にかかっているような状態で早くしてほしいと言っているのに今現在の状況である。
- ・ したがって、5月末くらいに完了すると聞いているが、それまで[ ]としては保留という形で、県へも3月に早く話し合いをもっとほしいとお願いに行ったが、返答がない状況である。保留という形にさせていただく。

( G )

- ・ これで同意をしるというのがおかしい。
- ・ 住民の話は真摯に受けとめないで、環境省の話だけは真摯に受けとめる。何かおかしい。
- ・ 役員会や総会も開いて話し合ったが、同意することはできない。
- ・ 連絡会を通して話し合っていく中でいい話が出てきたら初めて同意できるものと思っている。
- ・ 今の段階では[ ]としては同意できないという現状である。

## 2．議事録

栗東市（中村副市長）：周辺自治会の皆さん、年度末大変ご多用の中、また、急なご案内にも関わりませず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今より『環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について』に関する周辺自治会代表者会』を開会をいたします。

本日、司会進行を努めます、栗東市副市長の中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、滋賀県、そして栗東市よりご挨拶を申し上げます。まず、滋賀県副知事、田口宇一郎さま、よろしく願いいたします。

滋賀県（田口副知事）：皆さん、こんばんわ。副知事の田口でございます。本日は大変お寒い中、またお忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

周辺自治会代表者の皆さま方には、去る1月23日にここ中央公民館にお集まりをいただきまして、環境省からRD問題を解決するための対策工実施に向けた助言を受けた、それを踏まえました今後の県の対応につきまして説明をさせていただきました。環境省の助言は大変重いものである、と考えております。県といたしましては、RD問題を解決するため、この今後の対応をしっかりと進めていく考えでございます。今後の県の対応に関しましては、周辺自治会の皆さま方から数多くのご質問や、ご意見をいただいております。それぞれの自治会で熱心にご議論いただいております。今後の県の対応とは、1の基本方針の で示していますように、平成22年度予算では、有害物調査、浸透水等の測定、および有害物調査検討委員会の運営に必要な予算を計上する、また、産廃特措法の支援を受けるために、実施計画書作成のための検討調査費を計上するとともに、平成21年度から実施している緊急対策の残を計上する、といたしております。また、3.その他の では、有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法を最終決定を行う、といたしております。RD問題解決への道筋をお示したものであります。これから県が実施しようとする対応の骨格であることをご理解いただきまして、これにご賛同いただきたいと考えております。当然のことながら、これからも周辺自治会の皆さまとはしっかりと話し合い、ご理解をいただきながら、対応を進めていきたいというふうに考えております。今後の県の対応に同意いただかなくては、その他でも書いておりますように、有害物調査等の来年度予算は執行しないものとする、としております。各自治会の皆さま方には、そのような状況もご理解いただいた上でご判断いただきますようご理解をいただきまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

栗東市（副市長）：ありがとうございました。続きまして栗東市長、國松正一がご挨拶を申し上げます。

栗東市（國松市長）：皆さん、こんばんわ。夜分、周辺の自治会の皆さま方にはご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。RDの事案につきましては、硫化水素発生以来ですね、10年が経過をいたしてございまして、未だ根本的な解決に至らず、周囲の皆さま方には大変なご心配をおかけをいたしてございます。この件については大変心苦しく思

います。昨年1月28日でしたんですが、県からの要請に基づきまして、よりよい原位置浄化という恒久対策についてですね、やむを得ないという判断をいたしまして、その後予算が付かず現在まで膠着状態が続いていたわけでございます。こうした中、昨年の11月に環境省からの副大臣がお見えになりまして、その時に住民の皆さま方と意見交換をして、その後に助言をされた。これを受けて県が、昨年に助言を受けた対策案を示したというような状況でございます。大変環境省の助言というのは、重いものだというふうに受け止めまして、これを有意義なものにしていくことが必要であります。そうした理解から、議会で、県の一層の努力と、住民皆さまの前向きな理解というものが必要というふうに答弁をいたしたわけでございます。今後におきましても、市といたしましては、さらなる進展がはかれる中で周囲の自治会の皆さまと協議していく、重ねて調整を行いながら、解決に向けましても県に対して言うべきことは言う、こういう姿勢で臨みたいというふうに思います。

環境省の助言を受けたということは、そしてまた県が示してますように3月末までにということもございまして、今、大変重要な局面にあるというふうに思っております。そうしたことから、住民の皆さま方にも先ほども申しましたように、一層の理解をいただきますように重ねてお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

栗東市（副市長）：ありがとうございます。

ここで、会議の開催にあたりまして、お願いを2点申し上げたいと思います。まず、1点目につきましては、傍聴される方からのご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。それから、2点目でございますけれども、本日の会議の終了時間を午後9時とさせていただきます。以上、その2点につきましてご了解いただき、会議の進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは会議の本題に移らせていただきます。

まず、周辺自治会より、役員会また総会等の開催状況等、各自治会の現況をご報告をお願いをいただきます。

まず、A自治会より、      様、お願いいたします。

住民：座って失礼します。A自治会の      です。

この件につきまして、今までも・・・ですけども、やっと緊急対策が手を付けられたということで、我々の・・・少し進展してきたという感覚を・・・。ただし、この工事、緊急対策だけで終わってもらったら困る。やはり、有害物質の除去ということが大事である。また、それに対する調査について、ボーリング等の案も県のほうに考えていただいて、それぞれ今まで調査された件、あるいは過去の従業員の発言等で、いわゆる有害物質を検査すると同時に、撤去して欲しい。それいう点で、22年度の予算編成等で・・・ことについても、まず、県として早く手を付けてほしいというのが我々の願いです。果たしてその、有害物質を・・・かどうかというのは、これは、・・・調査していただいて・・・      としては言葉だけで言いますと緊急対策と恒久対策を含めての、よりよきものの中でしっかりと前へ進んでいただきたいというのが      自治会の総意として述べていきたいというものです。以上です。

栗東市（中村副市長）：ありがとうございます。続きまして、B自治会、■さん、お願いします。

住民：こんばんわ。私どもの自治会は、当初から言うてますように、一刻も早く解決したいということで、早く進めて欲しいということで。それも最終的に県が『県有地化』ということを書いてましたんで、それで進むことであれば協力していくということで、・・・、以上です。

栗東市（副市長）：ありがとうございます。続きまして、C自治会、自治会長の■様、お願い申し上げます。

住民：失礼します。こんばんわ。■の■と申します。よろしく申し上げます。

■自治会は、この問題については11年前からずっと産廃問題対策特別委員会を実施しながら取り組んでいるんですが、本年の1月23日の県の提案に対しましても、過日推進委員会を開きながら、7人の委員がおられますが、それに議論をしながら、また総会にも結果報告をこの21日にしながら取り組んでおりました。

県の提案に関わって、今申し上げられることは、これもう10年以上かかっている問題だから、早く何とかと、対策工を確定して取り組んでいかなければならない、その点については皆がそのとおりと思うわけでございます。ただしその取り組み方の基本の中に何をおくべきか。私どもは昨年5月、やはり有害物を除去して欲しい、それが第一だと。これを取っていかないと、後に禍根を残す。こういうような思いを持って、県への陳情なども6自治会を共通してやらしていただいた経緯でもございます。そのような中で、今回の問題について現時点で申し上げられることは、同意できる部分もあるけれども、同意できない部分もある、というのが現状と違うかな、というには私は思うわけです。また細部につきましてはうちの委員のほうからいろんな質問やら出てくると思うんですけど、こういう状況でございます。具体的に申し上げるんならば、県提案の一番上の『基本方針』については、これは、この姿勢については、県の姿勢としては以前よりも前向きになったのと違うかなあというのが現状でございます。ただし部分的には、例えば、浸透水・地下水の測定等については既存の井戸にしか触れてないけれども、例えば新たに必要な井戸についての追加も必要と違うかな、という意見も内部には出ています。ま、ま、部分的にはですね、ま、なんとか同意できそうな部分もあるな、と。しかし2番の部分、先ほど申し上げました、有害物を調査し除去して欲しい。これ一番大きな問題なんですけど、今県から提起されている内容についてこの文章で見ると、これで本当に除去できるのかな、という疑念がまだ内部の中には常時出ています。ま、このような細部にわたる問題もあろうと思います。後で質問が出ると思うんですけども、その部分についてはですね、我々は過去、4月から現在まで何回か県に質問書6自治会一緒に出させていただきました。文書で県の回答はいただいております。最新版は3月5日ですね。ただし、説明会を一回か何回かして欲しいと要望しております。我々の疑念に対してこれで住民の意見についてですね答えていただこう、と。ところがその場を要望してるんですが、未だセットされていません。で、3月の末に結論を出してくださいと言われても、出しようがない、そんなの。その辺がですね、非常に気になる。そ

この分については、是非今日は県のほうで私どもはきちっとした説明をしていただくと、そういう場もあるんだろうと思って来てるわけですから、是非お願いをしたいと思いながら、そういう意味ですね、同意できる部分もあるけれども、我々なかなか同意できない部分がある、そういうように思わざるを得ないというふうに思っています。

それから追加なんですけど、有害物に対しての調査、検討委員会の設置がですね、ぜひ住民との協議も含めて自治会の住民の声を聞く機会を設けるということを前提に、これをお願いしたい。これは要望としてあげておきたいと思います。

それから、予算措置については特別どうこう無いんですけども、これについてはやはり地元の同意を得てからやっぱり執行はしていただきたいという思いを持ったりするわけです。

また後で発言する機会があると思いますが、以上でございます。

栗東市(副市長): はい、ありがとうございました。続きまして、D自治会、      さんよりお願い申し上げます。

住民: はい、      も、自治会内に環境問題特別委員会というのがございまして、その中で検討して参りました。その中で出た結論ということですけども、基本方針、有害物をできる限り除去すること、ということに関しては、もう同意できるだろう、というところなんですけども、やはりその今以降ですね、有害物の除去の方法だとか調査の方法だとか、いう部分については、もう少し詳細な説明を受けた中で、もっと緻密な別の方法もあるんじゃないかというご意見もありましたので、そこら辺の部分を宿題として残しながら、ある程度のところでできるのかな、というふうに思っております。

もうひとつは、3月議会の中で、共産党の西川議員の質問の中に、自治会に同意してもらうためには何が必要なのか、いう部分について、知事答弁の中でですね、住民の皆さんの議論いただいていることと、同意をいただいた後詳細について、有害物検討委員会を設置するなどして今後詰めていくこと、これそれぞれを切り分けをしていただいて、という答弁がございましてけれども、この部分が今いちよく解らない、我々。議員さんはお解りなるかしれないんですけども。住民としては県が1月23日出された今後の対応という部分について、全てにおいて同意してくれという部分なんですけども、知事さんの答弁の中には、今後詰めていくことと、同意いただいた後今後詰めていくことと、切り分けをしてくださいという部分がございまして、どこをどう切り分けをしたらいいのか、というのが疑問として残っておりますので、その部分はひとつ説明を今日できたらお願いしたいなというふうに思っております。

栗東市(副市長): はい、ありがとうございました。続きまして、E自治会、      様お願いいたします。

住民: こんばんわ。1月23日の『今後の県の対応』について当自治会でも検討いたしましたが、県と話し合いが十分にできていず、私たち住民の質問や、確認したい事項に対して、書面だけの不十分な回答では今回回答することはできません。お願いしたにも

かかわらず、2月15日以降県と直接話し合う機会が得られず、とても残念でございます。当自治会としては、昨年11月24日に県にRD問題周辺自治会連絡会として県に提出した『RD安定型最終処分場の対策工実施への基本要件』の内容を十分に取り入れた対応をしてくださるよう、県に対してお願いいたします。以上です。

栗東市(副市長): はい、ありがとうございました。続きまして、F自治会、様お願いいたします。

住民: こんにちは。自治会の でございます。 といたしまして1月23日の県の対応についてなんですけども、何回となく連絡はとっております。しかし といたしましても、3月の15日に内容に対してどうすんね、ということで覚書を作成いたしました。ちょっと読み上げますので、

今般、環境省からの助言を受け、県から当自治会に示された対応、基本方針について、内容確認および提言を行い、回答を得ました。回答からは、県の姿勢には変化は見られず、住民からの切実な問いにも真摯な検討はされていない。国からの助言を逆手にとって、むしろ後退しているように見えるものである。特に今回、同意がなければ予算執行しないとなっているが、これは権力を笠に着た強制的なやり方である。住民に責任転嫁している。自らの責任を放棄する。最も悪辣極まりない手段である。このような状況下に同意することは、我々含めて対外的にも無責任の責めを負わなければならない。したがって、現時点での同意は見送らざるを得ない。

苦渋の選択でございます。

今後の要望といたしまして、予算の確保を行ったうえで、住民との合意努力を行い、根本解決への行政責任を遂行されること。早期解決に向けて、協議の続行、協力は惜しみません。したがって、3月末の回答ですけども、緊急対策工事においても3月末で終わるとして県から回答を得るわけなんですけども、3月に入ってから工事にかかっているような状態で、早くして欲しい、欲しいと何回も言うてるのに、今現在の状況です。したがって、5月末くらいに完了すると聞いてますけども、それまで といたしましては保留という形で県へも3月に早く話し合いを持って欲しいとお願いに行ったんですけども、未だに返答はない、というような状況でございますので、いちおうこういう形にさせていただきます。以上でございます。

栗東市(副市長): ありがとうございました。続きまして、G自治会、さん、お願いします。

住民: の と申します。今回の県からの環境省の助言を真摯に受け止めてご同意いただきたいという話し合い、これ前文からして、同意を前提としてというおかしな話だと思います。前向きな所が何も見えてないし、これは中味をはっきりしないといけない。住民の話は真摯に受け止めなくて、環境省の話だけは真摯に受け止める。何かおかしいじゃないですかね。うちの方も役員会を開き、また総会を開き、だいが話し合ったのですが、この問題、これからの話し合いができていない中で、同意することはできないこととあります。また、連合会を通して、これから話し合っていく中で、またいい話が

出てきたら、初めて合意する形を取れるというふうに、私は思っています。今の段階では■■■■としては、ちょっと同意ができないというのが現状です。以上です。

栗東市（副市長）：ありがとうございました。各自治会からの現状の報告をいただきました。次に県議会の方からの現状報告を、地元の県会議員さんからお願いしたいと思います。まずは三浦議員さん、お願いします。

三浦県議：皆さんこんばんは。地元の選出をいただいております。この問題では皆さん方には、いろんな話をお聞かせいただいております。10年という長きにわたる期間でございます。これまでの長きにわたる問題解決に向けました、地元の皆さん、あるいは栗東市の関係者の皆さん、また県の関係者もそれなりに努力をしてきたと思います。ただ一つ言えることは、やっぱりここまで引き延ばしてきたことは、やっぱり県の対応にまずさがあったのかな、そういうようなことを率直に反省をしなければならん。こういうような立場を、私自身申し上げておきたい、そのように思います。ただ、我々県議会、今日まで長きにわたります議会の議論の中で、このRDの問題。栗東が抱えます栗東新駅の跡地問題等々で、この長い間、それぞれの議会で、このRDの問題の話がでなかった時は無いくらい、滋賀県政におけるところの重要な、やっぱり課題に浮上している訳でございます。県議会47人の議員も、政党は問わずして、全て関心を持っている課題でございます。一日も早い解決を目指して、我々地元の議員としては努力をしなければならん。こんな思いをしているわけでございます。既に新聞等でご承知いただいておりますように、先刻、25日の日に新しい県の執行体制も内示がされました。これを我々議会サイドで見ますと、知事以下、幹部の皆さんを総入れ替えして、このRDの問題に対する取り組みの姿勢が、この人事の面からも分かって、我々としては理解できえるな、こんな思いも率直に申し上げておきたいというふうに思う訳でございます。ただ、議会でいろいろ議論しておりますのは、先刻も平成21年度、約2億あまりの予算を付けました。平成21年度の最新の予算の中で、6000万あまりを減額せなきゃならんというような現状が出てまいりました。今、県政は大変な財政危機でございます。それぞれ、市町なり、あるいは団体に対する要望、陳情に対しましても、30万、50万というようなお金を減額するような、本当に厳しい財政状況でございます。そういった中で、このRDの問題におきましては、単独県費で2億あまりを平成21年度、予算計上した。そしてまた、6000万なにがしを減額をせざるをえなかった。そして平成22年度、1億8000万なにがしを、これも全く国費を伴わない、県予算の中で計上している。こういう現実を、一つお金の面から、あるいは県の姿勢から、そして我々議会のサイドからも、RDに対する取り組みの姿勢のご理解をいただいて、一日も早い解決に向けての努力をお願いをしたい。これが偽らざる地元の議員の気持ちでございます。こういうような中で、先ほど田口副知事から話がありましたように、1月23日の国の姿勢をやはり真摯に受け止めて、県としては財政的に、あるいは行政的に、優先の範囲内で地元の皆さん方のご要請をお聞かせ申し上げ、お聞きをさせていただいて、何としましても、この事業が平成22年度からスタートできるような、一つの対応を、行政としてやはり採るべきだ。このことを議会としては、強く申し上げてまいりました。その返事が21年度の最終の、この3月29日という日の設定であったのかも分かりませんが、これをなんとしてでも、22年

度に県の考える事業にスタートを切らせて欲しい。これにはやはり皆さん方のご同意を、条件付きでも結構でございますので、スタートさせていただきたい。こんな思いが、地元選出の議員のひとりとして思う所でございます。これからは皆さん方のそういった基本方針に沿って、調査委員会、あるいは有害物除去にかかる調査、その他諸々の課題については、進行形でそういった調査をする中で、こういう問題が出てくれば地元の皆さん方とご相談を申し上げる。あるいは調査委員会のメンバーについては地元の皆さん方の意見を聞かせていただく中で、調査委員会メンバーを決めていく。そういったことは、これからは県の行政としては当然するわけでございますので、皆さん方の意見を無視されるような状況の中で、県の行政としては進まない訳でございますので、その辺を十分ご理解をいただいて、緊急対策工の施行も含めて、やはりこれは、緊急対策工、そして有害物の調査、調査委員会の設置、そしてこれからの恒久対策をどう組み立てていくか。このことがやはり RD の問題の解決につながるわけでございますので、どうぞ今のところを汲んでいただきまして、我々県会議員の一人として、なんとでも、この問題、一日も早く解決のために努力をさせていただくことを皆様方にお誓い申し上げ、今日、こういった機会をお作りいただいて、発言の機会を作っていたことについてお礼を申し上げて、私から皆さん方に対するお願いとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

栗東市（副市長）：ありがとうございました。続きまして九里県会議員さんお願いします。

九里県議：まず、今日のこういった機会に、寒い中ご参集をいただきました、自治会の皆さん方にお礼を申し上げたいと思っております。私も議員にならさせていただいて、ちょうど3年に、まもなくなんですが、再三、県議会の方で、RDの問題につきましては一般質問、そして今年度は政調の中で代表質問の文を書かせていただきまして、発言の機会を得ました。そういった中で、やはり私は3つこの問題には、大きな県の姿勢、そして今までの長年の取り組みについて、課題があるのではないかなというふうに今も思っております。先ず一つめは、住民本位で物事を進捗していったかどうかということであり、この部分が、やはり今まで長年、こういった問題を長引かせた一つの、一番の要因ではないかなというふうに考えております。二つめは、情報公開です。情報公開が随時、その場その場で行われていけば、まさにボタンの掛け違いといわれるようなことも含めて、ここまで伸びた部分は無かったのでは無いかなというふうに思っておりますし、今までもそういう形で取り組ませていただきました。三つ目は、今日の自治会の皆様方の発言にもありますが、やはり説明責任が、きちっと、対話という中も含めて、できてきてなかったのではないかなと、それは我々議員も含めて、もう少しきっちりやるべきでは無かったかなと、そういうふうに思っております。去年、ちょうど1年前になりますが、県の方が予算を見送るというような形で今年度に入りました。半年が経って、7月の政権交代を受け、10月に環境省等とお話をさせていただき、そして11月に入り、環境副大臣、ご当地滋賀県出身の田島副大臣と話をさせていただいて、11月22日にご当地、現場に入り、そして皆さん方との話を行いました。その中で12月18日に、2つの環境省から県に提言がありました。私はこれは大きなものだというふうに思い、年末から動きを始めました。一つは、いわゆる処分場跡地を、先ほども■■■さんからも話

がありました。処分場跡地を県有地化し、何か問題が起こった場合は、県が責任を取ることをきちっと住民にしっかり伝えて、そして理解を求めること。日本、数々こういった事案はありますが、これだけのことを国が県に対して、物を申したということは、非常に大きい、重いものだというふうに議員として感じています。二つ目は、いわゆる、先程来、多くの自治会の皆さんからお話がありますが、有害物の除去、いわゆる有害物の存在が確認できた場合には、当該地点及び近傍の有害物は全て撤去するというような、おふれが国の方から出ました。この1番と2番、2つの指針については、県の皆さん方も年末以降、この国の助言を受け、今現在こういった取り組みをしてもらっているというふうに信じなければならぬ、というふうに思っています。この2つの大きな国からの部分を受け、現在、先ほど2月定例県議会で、1億8400万という議会の中で来年度予算の計上がされました。我々、議員47名、これは先ほど来、三浦議員からもありますように、党を超えて全体の問題として調整もし、話をしてきました。その中で、今回3月の12日と13日に市の方のかた、そして私も是非来て欲しいということで、7自治会の方に、私からは今の県議会の予算に対する取り組みについてお話をさせていただき、市の方からも、今の現状のお話があったことだというふうに思います。その後、皆様方で、今ご報告があったような状況があるのですが、なんとしても先ほど言いました住民本位、情報公開、そして何よりも説明責任を進めてもらうことを県の方に、我々は要望していかなければ駄目です。そのことを信じて来年度、是非全体、国、県、市が一丸となって、一歩前に進めるように願わんばかりです。同時に、当然住民の皆さん方の安全、そして将来にわたる安心、その部分両方が兼ね備えてこの問題は解決に向けてスタートしていかないと意味がないと思いますので、そのことも申し上げ、今までの取り組みに対する、一部お詫びも申し上げながら、私からの今の県議会の状況、そして私の現在の思いの発言とさせていただきます。本当に長い間、いろいろとご苦勞をおかけしました。まだまだこの問題は終わってないのですが、是非、一歩前に進んでいただきますよう、心からお願いを申しあげまして、私からの発言の機会を得た事、お礼を申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

栗東市（副市長）：ありがとうございます。ただいまは、7自治会からの総会、又は役員会等々を踏まえた対応についてのご発言、そして、県議会の両県議会議員からのお話ありがとうございました。自治会の方からにつきましては、7自治会そろって早く解決をしていただきたいということでの話は受け止められたのではないかと、私は思います。また、県議さん、お二人の県議さんにつきましても、今後とも地元のこのような不安等々を取り除くため、今後の地元のこのような意見というのは尊重して、無視することなくこの問題をしていきたいというようなお話があったと、このように思いました。これからにつきましては、意見交換ということになる訳でございますけれども、それまでに今、各自治会長さんから出ました、一部質問もあったかと思えます。■さんの関係では、有害物の問題ですとか、また、■さんからにつきましては、知事の答弁の内容等につきましての質問があったかと思えます。今までの中での回答というのですか、県の方でお願いしたいと思いますが、いかがですか。

滋賀県（西嶋部長）：琵琶湖環境部長の西嶋でございます。皆さんこんばんは。今、7自治

会の方から順次、自治会の意見状況を聞かせていただき、どうもありがとうございます。その中で、幾つかの質問ないし意見というのがあったと思いますので、全部答えているかどうかわかりませんが、私の方からお答えをし、もし足りないところがあれば、また補足していきたいと思います。■の■さんの方から、基本方針の1、これについては、一応この辺については、総会等の中です、分らない部分が無いことは無いというようなことですが、既存井戸で足りないのではないかとというようなことが気になるというようなお話があったかと思うのですが、私も県議会の答弁でお答えをした部分でありましたのですが、県としては、2月の追加の回答でも示したように、今のところ既存の井戸でまず足りるであろうと思っていますが、これもやはり調査検討委員会の議論が大事でございますので、もしその中で、新たな井戸を設置しなさい。それで調べた方がよりよろしいというような助言、アドバイス等があれば、これは、そのようなことも頭に置いて対応する必要もあるでしょう。ということで既存の井戸に固執することではなくて、必要があれば、調査検討委員会にご相談をして対応することもやぶさかではありませんというような趣旨は申し上げたつもりでございます。それから有害物調査、あるいは有害物除去が願いであるというのは、5月の要望書でも、私も確認をさせていただきましたし、その後の話し合いの中でも、有害物に対する関心が一番高いというのは、身にしみて感じておりました。その中で、副大臣が御来県いただき、そして環境省の助言を受ける、そのいろんなやりとりの中で、やはり住民の要望をですね、ご要望をしっかりと受け止めるということが、この局面を打開するためには非常に重要であるという国からの強いサジェスションを受けまして、私らもそのように思った訳でありまして、そのような中で有害物調査。まずは調査をしっかりとやろうと。既存でやった調査で、探したのだけでもメッシュを細かくして探しに行こうと。環境省からも言われたのですけれども、探しに行くにという態度をしっかりと示しなさいよという助言もいただきましたので、私どももそのようにお答えしてきたつもりであります。そのような中で、有害物の調査に対する部分について、いろんな、特に2番については、まだまだ難しい部分があるというようなおっしゃり方でありましたけれども、冒頭部分も含めてですね、私どもとしては、まず調査をさせていただきたい。その中で、不都合があればですね、調査検討委員会にいろいろ諮りながらしていきたいなど、そのように思っております。そのような中で、説明会云々の話がございました。70項目の質問をまずいただいて、私も出て行ってお答えしたところでございます。その後で、さらに100項目ということでございましたが、いずれも70項目の部分と、さらにそこから派生してくる問題でありますとか、それに関連する問題が、かなり重複、重なる問題がございました。良く読ませていただきましたけれども、その中で、私どもとしては、まず70項目の回答の延長線上でしっかりと答えていくということで、文書にさせていただきました。その答え方が文書では失礼だと、説明が足りないというお叱りは、甘んじて受けましても、やはり非常に詳細にわたる部分が多々ございました。こういう部分につきましては、先ほど■からもございました、切り分けと言う部分になるのですが、私どもとしましては、今回の1月23日にお示した、この方針はやはり骨格、基本的な部分に関わる分でございます、70項目ないし100項目の要望は、実際に調査に入ってからどうするか、あるいは、入るときの前提条件というものが多々ございました。そういうものは、やはりまずこの予算を執行するということによって初めて調査検討委員会が立ち上がりますので、その時にお

話しできることが多々あるのではないかとということで、まずは大きな骨格でお話をいただくこと。それから、さらに委員会を運営していく中で、詰めていけること。こういうことを分別していけばですね、その辺の170項目の議論が、かなりクリアになってくるのではないかと、そのような思いで知事が申し上げたところです。切り分けるという言葉、少しそういう意味で、若干言葉に・・・くることがあるかもしれませんが、そういう思いでございまして、この1枚物の、1月23日の方針の中に全て書ききるわけには、我々もまいりませんので、やはり始めてから、調査委員会を立ち上げ、そこからやること、その前に大筋でご了解を願わないといけないこと。そのところの分別が必要ではないかということで、知事がお答えさせてもらったつもりでございまして。それから、      の      さんの方から覚書の読み上げがございましたけれども、これは、あえてお断りさせていただきますけれども、我々決して権力を笠に着てですね、そういうようなことは毛頭考えておりませんし、強制的なやり方とも思っておりません。とりわけ環境省の助言を受けてからのですね、私どものいろんな考え方ですね。こういうものは、住民の方に一步でも二歩でも近寄ってですね、この問題を進めていく、前に進めながら答えを出していくということの強い思いから、出させてもらっているものでございまして、いろんなご意見があるかと思っておりますけれども、決して県の対応の中にですね、そのような権力的な思考でありますとか、むしろ国の助言を逆手にとって後退をしている、ということは、決してございませぬということは、私の方から、あえて申し上げさせていただきます。いろいろご疑問とかご質問があることは、これは十分に分かりますけれども、県としましてですね、局面を打開して、この問題にやはり一日でも早くですね、手を付けて行くということから、私どもとしましてはですね、住民の方の思いに沿った形で、一步でも二歩でも踏み出したつもりをしています。そういう意味で決して後退はしていないというふうに思っておりまして、どうかこの点をご理解を賜りたいと思っております。ただ、いろいろな思いがあって、現時点では、同意することはあたわなない。無責任ではないかという自治会の中で、いろいろご議論いただいた、そのご意見につきましては、私しっかりと受け止めさせていただきますが、どうか県の思いをですね、この際ですね、是非どうか分かっていたいただきたいと思っております。それから、緊急対策が遅いじゃないかというご意見がございました。しかし、これもやはり私どもとしましては丁寧な説明をさせていただくということ、心がけたものでございまして。連絡会にまず説明をし、それから、それぞれの単位自治会に入る。そういうやり方も、皆さんの方からのご要望に添って、我々はやらせてもらいました。決して、特定の自治会に無理矢理入って行ってですね、こういう説明会をやったということにはございませぬ。まず6自治会でやってもらいたい。それから始めたい。そういうところはきちっと守ったつもりです。それと業者の決定というのは日がかかった。それから全力でやらせてもらったと思っております。その意味で、水処理施設の故障ということがございました。これは残念ながら不測の事態でした。長いこと使っておりませんでしたので、壊れておりました。これを直すのに、お金を積み直しましたので、来年度、積んでおりますが、こういう思いがけないこともございました。それから覆土の関係で、皆さんと色々なご意見のやりとりがございました。そのような事情があって遅れましたが、何とかもう焼却炉の撤去に取りかかっております。5月末には焼却炉は完全に無くなります。そういう所をですね、我々はちゃんとやりきりますが、その焼却炉の工事の完了を見るまでは保留だと

というのは、ここは少し、先ほどの切り分けじゃないですが、恒久対策と緊急対策工を分けていただく、そういう考え方を採ってもらえないかなと、あえて思うものであります。■の■さんの方も、内容的なものがはっきりしない。あるいは環境省の方だけを向いているんじゃないかということをおっしゃいましたが、環境省は、やはり間に入っていますね、よく住民のことを県もいろいろと斟酌して、そしていろいろ考えなさいという助言でありまして、その環境省の助言を受け止めるということは、住民の皆さんの方に顔を向けるということで受け止めた訳でありまして、決して環境省の方だけを向いているということは、住民の皆さんに背中を向けているということでは決してありませんので、その点はどうかご理解をいただきたいと思います。先ほど何点かございましたので、とりあえず私の方から、思いを込めてですね、言わせていただきました。また何かありましたら、どうかおっしゃっていただきたいと思います。

栗東市(副市長): それでは、これから意見交換会に入るわけでございます。限られた時間でございます。先ほどからの各自治会さんからのお話等々で、これからも県と話し合いを持っていくという前向きな対応でございますし、また早期にこの問題について解決をしていきたいという思いを語っていただきました。そういうことを踏まえて今日は時間が限られておりますので1月23日に県が示されました、環境省からの助言を踏まえたRD事案に関する個々の県の対応が示されたものですが、それらの骨格的な部分について前向きなこれから意見交換が出来れば幸いに思います。よろしくお願ひしたいと思います。ご意見のほうございます方につきましては、挙手を頂きまして自治会名とお名前を述べて発言を頂きたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。■さん。

住民: ■の■でございます。3つばかり意見を申し述べたいと思います。まず今まで色々とお話を伺っておりましたが、やはり一つは県に対して苦言を呈したいと思っておりますのは、1月23日の新しい方針をご説明頂いたときに3月末までに十分住民と話し合いをするので、3月末までに同意を欲しいという旨のご要旨を頂いておりますが、第1回目の質問で先ほど西嶋部長さんがおっしゃられましたように、住民の方から質問事項をさして頂いた。約70項目あまりでございます。もちろん、内容的に重複もございますから、すべて70何件が全く違う質問という訳ではございませんけれども、それにしても、かなりの件数があつたわけでございます。それに対して、書面でご回答いただいておりますが、2月15日に第1回目の打ち合わせをさして頂きました。その時にも時間が無くて、2時間半ぐらいです。70項目の話し合いで2時間ではとても出来ない。1/3もおそらく出来ていない。その時の県の方からのご回答に対しても新たな質問も出ております。そういうことで、2回目の質問状をまた30件あまりプラスして、のべにして100件くらいになっているわけですが、もちろん繰り返し申し上げますが、重複も関連事項もございますから集約するとかなり減るんじゃないかと思いますが、それにしてもかなりの件数がございます。その2回目の質問に対して県から書面で書いて頂きました。その回答も私熟読させて頂きましたが、ほとんどが形の上だけで中身の無い、つまり一番最初に頂いた県の対応の中身を繰り返し述べているだけでありまして、本当に住民が何を聞いているのか、どういうことに意見を述べているのか、こういう点はほとんど回答になっていない。残念ながら、で、そういう回答でありまして、いろん

な住民の方からの質問なり意見なりに対して、この県の回答を読んでおりますと、聞く耳を持たない。とにかく話し合いをして、いろいろざっくばらんに話し合いをする。話し合いをするということは、お互いが歩みよるとのことだと私は思っているんですけどね。一方的にいろいろな提案に対しても聞く耳を持たないというような姿勢でですね、全然回答らしい回答を頂いてない。だったら話し合いをしてくださいと、で、3月末までに時間も無いのだから、たとえば1週間に2回でも3回でもいいですよと、我々の方は、県もお忙しいでしょうが出来るだけ十分な話し合いの上でお互い納得のある、納得の出来る回答をさして頂きたい。こういう切なる要望を申し上げたわけですが、今日現在2回目の話し合いをしようという日程すら返事がない。一方的に話し合いを拒否し、そして、いろんな意見に対しては聞く耳を持たないというような内容の突っぱねた回答しかなくない。で、こういうことですね。先ほど、          の方からのご意見がありましたように、本当に、県の方針を押しつけるような態度でですね。我々として県の不信感がずいぶん高まっております。いままでも、そうございましたけれども県の姿勢はちっとも改まってない。この点、非常に残念に思います。今、西嶋部長が関係者の助言で住民の方に顔を向けていると。全然向いていませんよ。皆さん、住民の質問内容、県の回答、十分熟読されたと思いますけれども、それ、本当に回答になっていると思っていらっしゃるのでしょうか。まず、一番目の苦言は以上でございますが、私どもはこの問題に対して本当に反対のための反対をやっているわけじゃありません。早く解決を望んでおます。歩み寄るところは歩み寄る、意見を出してとにかく合意点に早く達したい。そういう切なる気持ちを持って望んでいるわけでございます。そういう状況でまだ話し合いも、今申し上げましたように不十分でございますので、十分理解が出来ていない内容、あるいは疑問に思う内容がまだ多々残っております。こういう状況で返事をせよと言っても返事のしようがない。あえて、3月末までに、それでも返事をせよと言うならば不同意というしか無い訳でございますね。二つめにですね、私どもが今、本当に県の対応で危惧しておりますことは、県の対応は出来る限り有害物を除去する。そのために、有害物を探しにいく調査をする。おっしゃっておられる訳ですが、調査、有害物の除去という、2番目の項目を見ますと、一般の技術的な内容をあまりおわかりにならない方は分からないんです。しかし、我々10年間この問題に関わってまいりましたですね、そんなに専門的で無くても問題点というのは分かります。分かるつもりでございます。で、この県がお書きになっている調査、有害物の除去の項目の内容はですね、ほとんど有害物が見つからない条件、方法で何か固められているように感じます。結果的に、これ調査をおやりなられてもですね。今の内容ですと結果的に除去すべき有害物はほとんど見つからなかった。こういう結果になるというように予測される訳でございます。その結果、ほとんど有害物らしいものを取らずにそのまま原位置浄化策に向かってしまう。そういうことを我々一番恐れているわけでございます。で、原位置浄化策は今更申し上げるまでもございませませんが、ほとんどの住民がこぞって反対してまいりました。県の方もそういう状況から、この原位置浄化策、「よりより」というのが付いていますけれども、これが棚上げされたわけでございます。これは、もう周知の事実でございます。それから、3つめにですね。すでに有害物の存在が明らかになっている区画が何カ所かございます。例えば、時間がありませんので一つだけ申し上げますと、深掘り穴の修復の時に発見された基準以上の鉛を含んだ廃棄物土がですね、5000m<sup>3</sup>、5000

立方メートル見つかった訳です。これは土壌基準を超えております。まとめて環境基準を超えるものがそこに寝ている訳です。埋め戻されている訳です。で、我々はこの他にまだ汚泥も何カ所かありますけれども、我々は少なくとも、もうすでに存在が明らかなんですから、調査を経ずとも除去の対象にして欲しい。そういうふうに申し上げているわけですが、県の回答たるやですね、除去する有害物は今回の調査で探す有害物であり、特管物の特別管理産業廃棄物ですね、特管物と省略させていただきますが、特管物の判定基準を超える汚泥、焼却灰、ドラム缶とするのでこれらは除去の対象外である。こういう回答なんですね。こんなばかな話はないと思います。こういうふうに勝手にですよ。勝手に、除去すべき有害物の範囲を限定してですね。汚泥、焼却灰、ドラム缶これだけに限定して、それ以外の物は除去の対象外。そういうような、なぜ、そんな限定枠を設けなきゃいけないのか。そうと思いますが、いずれにしても、現実には点在している有害物に目をつぶって放置するということは、基本方針、出来るだけ有害物を除去する。そのために探しにいくと。そういう基本方針にそぐわないではないかと思いません。事実、そういうはっきり存在が分かっているものまで取らないということですね。住民の思いとは乖離しております。このままでは許されることじゃないというふうに思います。本当にこの区域をですね、R D処分場跡をですね、安全なものにして汚染を防止しようとするならばですよ、疑わしいものも含めて見つかった有害物は、環境基準を超える有害物は、全て除去すべきではないのでしょうか。環境基準の10倍から30倍の特管物を判定基準とするというふうにきちっと書かれているわけございまして、そうすると環境基準の10倍から30倍以下のものであれば、それはあってもかまわないのか、無害なのか、生活環境上支障が無いのか。誰がそんなね、この特管物の判定基準というのは管理側が処分場に埋めるものの基準でしょ。この有害物の除去の基準の根拠には、なんら関係ないはずですよ。例えば、そういうことを決めてあったりですよ。これ言い出したらきりが無い、もう今日は細かい技術の話はしませんけれどね。あと、分析の仕方であるとかね。試料の取り方であるとかね。いろんな実際に県が回答されている内容から見ますとね。極めて、先ほど冒頭に申し上げましたように有害物が見つからないような方法ばかり考えている。本当に基本方針として、有害物を出来るだけ除去する。そのために一生懸命探すんだ。おっしゃるのであれば、もっと有害物を見つけやすい調査方法なり、試験方法を取るべきやないんですか。そのように私は思います。まだ、申し上げたいことはございますが、もう時間の関係もあります。ここで、切らさせていただきます。

栗東市(副市長): ありがとうございます。今、          さんの方から3点ほどあったと思います。明快なご回答をお願いします。

滋賀県(部長): お答えします。今、苦言ということで、今3点、ご意見を含めていただきましたけれども。確かに70数項目に対して私も・・・して2時間半、3時間だったかと思いますが、その中で、一応全項目についてお答えはしました。しかし、それにまだまだ足りませんと、いうご意見をうかがったことも事実でございます。それを、より深めていただいた形で質問を追加するなりして頂いたというふうに思っておりますが、その中で、このような、とりあえず文書の回答をお返しさせてもらってますけれども、先

ほども申しましたけれども本当に今の時点で細かく細かく決めていかなければいけないこと、大きく見ていかなければならないこと。それは、やはりいくつかあると思います。それが質問の中に混在しておりますので、より分けて考えていく必要があると、少なくとも調査をしてから、あるいはする時、そういうときに考えなあかんことも多々入っております。そういう意味で、我々としましては、もちろんこれからも皆さんと話し合いを継続していきますけれども、まず、調査を始めていかないと、分からない部分というのがいくつかあるわけございまして、そういうところをやはり予算、今、あと3日後から新年度入るわけですけれども、そういう中で執行してですね、初めて今みたいな質問が生きてきてくる。具体的議論として、我々と皆さん方がやり合う。そういうことが現実問題として起きてくるという質問が多々ございます。そういうものとの、さっき言いましたしっかりしたいという上です、今、とにかく、そういうものと大きな話で特管物等で線を引かしてもらいましたけれども、そういうところですね。すでに環境基準を超える物があるじゃないかと、それも のところで書いているわけでありまして、この部分ですね。まとまってという書き方をしておりますけれども、こういう物はそれは何だ、何だとおっしゃいますけれども、それをこれから例えば調査委員会でどういものが取るべきなのかと。今、鉛の分ございましたけども調査委員会で議論になるかならないか分かりませんが、そういうものも含めてですね、説明に行ったときに出てくるような質問も多々今の時点でたくさん出てるわけです。そういうものを我々としては進めながらやっていけばどうかと、つまり、調査委員会を設置しなければ学識経験者に聞くことすら出来ないわけですから、そういうものをですね、進めていくためには予算を執行しなきゃならないので、そういうものについての大枠でのまずは合意をいただけるのは、さらに細部に渡って今回質問にもですねより現実的におきながらやりとりが出来るだろうなという思いはございます。それと、出来る限り探しに行くと、探さないつもりじゃ無いわけで、見つからない条件ばかり言うんじゃないかとおっしゃいますけれども、それも、まだ、調査委員会を立ち上げてないわけで、そういう中で専門家の意見あるいは、場合によっては後ろの皆さんの意見を聞きますけれどもそういう場もまだ、出来上がって無いわけです。それを作らない、今この段階で、ああだねこうだねとおっしゃいますけれども、それは、やはり、作ってですねそこに委員を呼んできて、あるいはそこに出向いて、来てもらってそういうことをやっていかないと、せっかくの ■■■■■ さんのご意見も生きていかない部分もあるんじゃないかなと、今、大事な議論をしますけれども、動き出してからでも変えるべき意見はあるんじゃないかなと思います。決してそのいい加減な・・・しないと申し上げているわけではありませんけれども、始めなければ分からない、始めなければ解決出来ない問題があるということもありますので、そういうのも含めてこれからの説明も継続していきますし、皆さんと話し合いもやっていく。そういう意味で一貫して申し上げているわけでありまして、今の段階で100%、100点、120点回答が無ければ、びた一步駄目なんだということでは無くてですね。大筋でまずは理解をいただいたら、さらに進めて行く上でよりここは詰めていこう。そういう部分がですね、あってもいいんじゃないか。そういう意味で先ほどから申し上げているわけでありまして。

住民：そんなこと言っているんじゃないんです。そこまで、おっしゃるんならば合意以降

のね、有害物の・・・除去を白紙に戻してください。調査委員会でやられるんだっただけですよ、白紙で、どういうのを有害物とするか。そこから始めて下さい。

滋賀県(部長): それはですね、我々としては特定管理産業廃棄物と言ってますけども、そこから環境基準との間でですね。その間にある部分については調査委員会にかけてですね、やりとり言ってるんじゃないですか。そこをお分かり頂きたい。そこは、無視するなんて言っていないでしょ。その環境基準を超えたものについて、知りませんとなんか言ってますから、そここのところをご意見頂きたいと思います。

住民: 「固まって」存在する、環境基準を超える物、例えばですよ、ここにこういう試験法も書かれている訳ですね。これは県の対応として基本的な内容で動かさませんよという意味で書いてる訳でしょ。これ以外の細かいことは調査委員会なりで検討すると、こういうことじゃないんですか。これ基本枠でしょ、書かかかっているのは。だからこの基本枠に問題があると言っているんです。例えば、「固まって」というのはどうして見るんですかと言ったら、30mメッシュのボーリングで、有害物が見つければ10mピッチでやると、その30mで最初見つかったボーリングに隣接する10mのボーリングで同じようなものが、同じ場所から出てくれば、これは「固まって」という判断をされると、こうおっしゃるのでしょうけど、そうしますとね、10mピッチで2本のボーリングですね、深さはだいたい2ないし3m単位で資料を取ると言われてますけど、そうすると「固まって」の量はどのくらいになると考えられますか。10mかける20mの面積に深さ2ないし3mをかけてごらんくださいよ。だいたい600立米になりますわ。ダンプカー1台で何立米乗りますか。だいた6立米でしょ。そうするとですよ、県がおっしゃっている方法で「固まって」というのはですよ、ダンプカーにですよ66台ないし、3mピッチで取ればですよ、だいたい100台。だいたい70台から100台ぐらいの量を固まってと言っているんですよ。われわれは例えばドラム缶に、1立米でドラム缶5本ですよ、10立米で50本ですわ。こんなにあつたらものすごく固まっていると思います。ところが、県はそうじゃないんですよ。ドラム缶にしたら2000本から3000本ですわ。そんな調査でね、「固まって」なんて出てくるはずがないでしょ。どういうふうに考えられて、そんな基準を出されてるんですか。

栗東市(副市長): 多くの方にいろんな意見を頂きたいと思いますので、申し訳ないですけども、だんだんと話が細かくなっているように思いますので。

住民: 私はここでやめますけどね、県の回答にしたって、そういうこと何も答えてくれないんです。だから言ってるんです。

住民: 例えば、うちの中で検討委員会で論議をしてもらおうと、今のよう形で検討してもらってる。だから県に先ほど申しましたように、いろんな説明の場を設けてもらいたい。その上でないと我々が判断できない部分もあるだろうということで、再度当初から我々に対して説明会をお願いしたいと、文書だけではわからないからと何回か申し上げてましたので、是非実現していただきたい。その上でさらに我々はどうするのかというよう

な検討ができるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

栗東市（副市長）：他の方でご発言のございます方申し上げます。

住民：■■■の■■■と言います。先ほどの■■■の方と重複する面があると思いますがご容赦願いたい。まず結論から言いますと、県が我々住民に対する考え方と、我々が県側に対する考え方が温度差がありすぎるんですよ。詳しく言いますとね、ちょっと個人名出して申し訳ないですけども、先ほどの一番最初の国松市長の挨拶にしる、県会議員の2名の方の挨拶にしる、あるいは西嶋部長の話にしるね、全く真意が伝わってこない。ですから先ほど■■■の■■■の■■■が言いましたように、ここに書いたものを皆さんお持ちやと思うんですけど、同意がなければ予算執行しない、こんな事が許されて良いものですか、まったくもって不可解ですよ。だから我々が県が言うことは信用できないというのはそれなんですよ。話し合いの場はいくらでも持ちますと言ったじゃないですか、何回持ったんですか、今日の時点になって、もう3月29日ですよ、今頃になって早く結論出して報告ください、そうでないと予算執行できません、この予算は他の事業に使いますよと言ってるらしいですけども、ちょっと想像でもの言ったらいかんですけどもね、そんな状態で物事いくら話したって結論なんか出るわけ無いんですよ、もう少し住民の意見を十分聞くという姿勢を持つなら持つで、しっかり我々のことを聞いてください。そんなことをしてる暇がないんだったら、県の方で考えたとおりやりますと、みなさんにいくら意見言ってもらっても駄目ですよということをはっきり言いなさい、こんな事ばかりやってるから10年たって、これから10年たってもまだ結論出ませんよ、そう思いませんか、まったくもって我々が同意はできない、あるいは保留になるというのは、そういう思いがあるから言ってるんですよ、冗談半分で県が言うことに対して全てがノーだということは言っていないんですよ。話し合いの場を持ちなさいよ。そんなことで何で解決できるんですか。反論があれば言ってください。

滋賀県（部長）：先ほどの話と繰り返しになるかもしれませんが、同意をお願いするということが県の権力を笠に着て迫っているということではなくてですね、一つ一つ丁寧に了解を得ながら進めたいというのが知事の思いで、私もそう思っています。だから予算積みばそのまま執行すればいいです、皆さんにいちいち断らなくてもいいかもしれませんが、しかし、ことこの問題に関しては、やはり皆さんの意見を聞いて、そして執行するという手順を踏みましょうという思いなんです。逆に取られているのが大変残念なんですけども、皆さんがうんと言わないと執行しないという脅しじゃなくて、逆なんです。そのところは、■■■さんはそういうふうにとられているかもしれないけども、やはりこの問題についてはいろいろといきさつがあった、県と行き違いがあった、そういう中でですね、県が強権的に予算を積んだから執行すべきだと、そうじゃなくてですね、よく話し合っただという方法が良いかということも含めてですね、一つ一つステップを踏んで合意も含めながら進もうじゃないかという思いがあるんです。本当なら対策工のところで合意をもらえばいいんです、そうじゃなくて一つ一つ積み重ねていく中で、よりスムーズに進む、そういう思いを込めてですね、このような同意を頂くという留保条件を付けたわけであって、真逆なんです、だからそういう意味で確かに話し合いが不十分

であることについては、話し合いをしていかなあきませんし、これからも継続していきますけども、決して期限を切って同意しなきゃ執行しないぞということではなくて、追い込みじゃなくて逆なんです、やはり皆さんと丁寧な話し合いをして、皆さんと同意を得ながら一つ一つやっていかないといかんだろうと、そういう思いでの同意なんです、だからこれは次のステップへ進むための会談だと私は思っているんです。だから誠意を感じないとおっしゃるかもしれませんが、決してそれは強権的な迫り方でこのような状況にしてるわけではないんだということだけはわかっていただきたい、逆なんです。

住民：同意を得たいんでしたらね、同意を得なかったら、できないんだったら、特管物なんて外してくださいよ。頭からこんなもん持ってきてね、同意してくれてね、基準の30倍もあるようなもん持ってきてね、しかも溶出ですよ、そんなもん持ってきてね、同意してくれてとんでもない話ですよ。今まで特管物出てないわけでしょ、特管物としては、PCBについてもなんやかや言ってごまかしてますけどね、実際出てるんですけどね、特管物ですけどね、そもそもあそこは安定型ですよ、安定型にね、何で特管物が出てくるんですか、そもそもそんなもん捨てたらあかんとこやないですか、埋めたらいかんとこやないですか、特管物言うたらね、処分せなあかんのやったら遮断型に持っていかんあかんもんですよ、これ以下のもんが管理型でしょ、あそこは管理型ですか、違うでしょ、浸透水に浸かっているんですよ、どっぴりと、池のような中に廃棄物を埋めたようなもんですよ、地下水とつながってるような池にね、当然有害物出ますよ、当たり前ですよ、だからダイオキシンだって2500出てるし、鉛だって610倍出てるしね、浸透水で全部出てるわけですよ、それを何とかしてくれと言ってるんですよ、そもそもこんな特管物を持つてくること自体がおかしいんですよ、それともう一つ、今は7自治会で私たち話してますけども、そもそもね、この問題は飲料水の問題ですよ、栗東市全員の問題ですよ、私たちに絞って話してますけど、本来は栗東市全体の問題ですよ、こういう問題でね、特管物を持ってきて、それで同意してくれと、私たち責任果たせますか、無責任ですよ私たちが、しかられますよ、そういうこと考えてくださいよ、私らが飲めるようにしてください。

滋賀県(部長)：特管物につきましては、この前の説明会で申し上げましたけども、2のところですね、特管物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物が「まとまって」存在しているところが見つかった場合は、早期安定化の観点から、除去を検討すると申し上げております、「まとまって」と、先ほど[ ]さんもおっしゃってましたけども、これについてもですね、「まとまって」の定義を委員会で議論されれば良いと思うんです、今は「まとまって」というのは確かに抽象的ですけども、これがどういう定義なのかということも議論していけばいいと思うんです、特管物で引いたから、それより上しか駄目というのではない、これは当初の説明会でも申し上げたとおり、そうでない隙間の部分ですね、それも見てるわけですね、そこのところをわかっていただきたい。特管物で引いた上しか見ないというのではないということ、繰り返しになりますけども、私どもはそれしか申し上げることはできません。そこのところをオミットしてるわけではないということは、読んでいただければわかると思います。

住民：・・・契約書するのと一緒ですよ。契約書の内容が違っているのに、そんなんでハンコ押したらね、

滋賀県（部長）：だから のところに、特管物の押さえが書いてますんで。

住民：それなら外せば良いんですよ。

滋賀県（部長）： だけならおっしゃっていただいても良いと思うんですが、 も入ってますんでそのところはわかっていただきたいと思います。全体の話だと県では答えられませんので、栗東市さんお願いします。

栗東市（乾沢部長）：水道水とからめてのお話でございますけども、地下水の関係につきましては、下流地下水8ヶ所で調査しておりまして、水源地の事業所においても、水道法に基づく検査に加えまして、市単独で水銀などの処分場での環境基準の超過項目ですね、そういった項目につきましては測定回数を増やしています。ヒ素におきましては、年12回検査をいたしております。全く問題はございませんので。水につきましては安全な水を供給しているところでございます。それと栗東市全体というのでなしに、今までRD問題につきましては7自治会でご協議いただいてきたことから、このような形と理解をしているところでございます。

住民：5年たっても、10年たっても出てこないという保証はできるんですか、あなた責任とれるんですか。

栗東市（乾沢部長）：今申し上げましたように、下流の地下水等につきましては、モニタリングを行っておりますので、そういったところで監視をしているところでございます。

栗東市（國松市長）：地下水は確かに汚染されてますけども、地下水と飲み水の関係は、科学的根拠はありませんから、市としては責任を持つと云ったら、責任は、当然にないと言ってるのですから、無いという責任は持つということです。

住民：私は10年来、このRD問題に携わって参りました。当初から全く今日今話し合っている状況というのは、昔の状態が続いてるわけですね。私たちはこの10年間どういう思いで運動を続けてきたか、それが言いたいと思います。まず、基本的な姿勢はですね、このRDの処分場の有害物を除去してですね、孫、子の代までツケを回す様なことはしてはならないと、我々の代で起こった事は我々の代で解決しようやないか、この栗東の問題はですね、やはり琵琶湖の上流にあります、この琵琶湖を汚すということは許されない、琵琶湖が汚れたら京阪神の人々まで迷惑を被ります、滋賀県だけの問題ではないと思うんです。そういう思いでですね、この地域の安全を守り、安心のために何とかしなければならぬという思いで、今日まで来てるわけでございます。その中でですね、私は今日こういった場へ市長が、本当に初めてじゃないですか、お出になられました。本来言えば、私らの方に座っていただいて、県に対峙していただくのが市長の立

場ではないでしょうか。住民はね、本当に孤軍奮闘ですよ。この栗東の問題を何とか解決してですね、将来に禍根を残さないようにと思ってやっている。それを市長はどう思われるんですか。今日顔を見ましたから言わしていただきますけども、先の議会の議決なんか非常に残念というか、あってはならない、恥ずかしいことと思われませんか。市長がこっちに座って住民の代表として県に対峙してくださったら、もう解決しているはずですよ。まあ、そのようなことも申し上げたいと今日は思いました。どうかですね、本当にもう今後、真摯に、県の方も市の方も姿勢を改めて、この問題を解決するために、住民と真摯に対峙して、住民の思いを取り入れなければ合意得られないじゃないですか、押しつけては駄目ですよ。そちらからも意見言ってください。以上です。

栗東市(國松市長): 昨年の1月28日の判断は恥ずかしいとおっしゃいましたが、あれは解決の早道を探って、一日も早く解決を目指して、市は苦渋の選択をしたということで、決して恥ずかしいことではない、解決に向けて取り組んだということでもあります。ただ、その解決の方法、よりよい原位置浄化策ということが、周辺の住民の皆さん方の一部はそれに同意されましたけども、一部は同意されなかったということもございます。市としては、決して県の言いなりとかそういうことではなくて、常に解決に向けて取り組む姿勢でございまして、住民の皆様方も解決に向けて取り組もうと、そういう姿勢、そういう考え、市が考えている解決に向けて若干相違があるということもございますので、市としては皆さん方の意見を踏まえながら、県に対して言うべきことは言っていくということもございます。したがって、そういったことで、今後はですね、県には言えることは言っていきますが、あっちに座ってるからどうか、こっちに座ってるからどうかそういう問題では、私は無いというふうに考えております。

栗東市(副市長): 時間が9時になっておりますので簡潔にお願いしたいと思います。どうぞ。

住民: 話が重複したらいけませんので。今後の県の対応の中には入ってないんですが、我々が11月24日に基本要求を出してます。その中のひとつひとつに刑事告発に伴った供述がされている、有害物があちこち埋められている。そういうこととか、不法廃棄物、不法投棄されている。最初24万m<sup>3</sup>で県が許可して、その後、監督責任ができなかったということで71万m<sup>3</sup>、3倍に増えている。この不法投棄された廃棄物を除去してください、撤去してくださいということ、先程の供述に伴うのと併せてお願いしているのですが、今回の県の対応にはあがって来てません。我々が10年前から要求している内容なんですけど、是非今回の対応の中に入れてきちっとやっていただきたいし、我々が納得する必須の方法なんです。これを放置されたままで同意しなさい、納得しなさいと言われてもちょっと難しいなあという状況にあります。よろしくお願いします。

滋賀県(部長): お答えいたしますけれども、      の      さんの・・・けれども、70万m<sup>3</sup>の部分ですね、いわゆるトータルについては、確かに今おっしゃるようになっておりますけれども、そこも全体を含めてですね、これは・・・するかということは県の基本的なこれは方針なわけです。こういった部分を同意するんじゃなくて、それはこないだの

環境省の人が来られてですね、こういうところは、法的な根拠も含めて明確な回答をされたと思っておりますので、これについてですね、私どもが今もう一度その 70 万 m<sup>3</sup> の・・・、そういうところを改めて、そこはちょっと違うんじゃないかなあと思っています。そういうことは、・・・ように今回は 70 万 m<sup>3</sup> 全体であるその中で有害物を見つげに行くと、除去すると、いう考え方をとってるわけで、そのところはそこを取らなければ駄目だというのはなかなかこれはちょっと極めてあれかなあと。こないだの環境省の話からいうてもそのへんとは全然関係ないかなあと思います。

栗東市（副市長）：はい、お願いします。あと 3 人さん。

住民：すいません、■■■■の■■■■と言います。当団地はよりよくというよりも早く撤去してほしいと、そういうようなちょっとでも良くなってほしいと、前進してほしいということで苦渋の選択で賛成をしました。賛成というよりも進めてほしいという思いからです。この何回かで議論が進まない。もし、これ同意が取れなかったら、私らは少しでも進んでほしいという思いで苦渋の選択をお願いしている。県と国も正直できることはできる、できないことはできないで良いと思うんです。少しでも良くしていこうという思いはこれの中であまり聞こえてきません。少数ですので私らもあんまり意見を言うのはつらいところがあります。そこらへんも考えて議論をしてほしいと思います。もうちょっと明確に進めるという、県も国もそれをお願いしたいです。

副市長：はい、わかりました。まとめてお願いします。はい、手挙げられた方。

住民：すいません。ちょっとお聞きしたいことがあるんですけども。廃掃法に基づいて措置命令が処分場にかけていて、それについての代執行が実施されるということで、今この今後の県の対応というのが出てきているというふうに理解しているんですけども、措置命令は平成 20 年 5 月 28 日に措置命令が出されてます。その後また、その後 7 月に出されてるんですけどもこの経過を教えてくださいたいのと、平成 20 年 7 月 24 日に措置命令が私の持っている資料では誰に宛てて措置命令が出されているのかというのは会社に対しての措置命令なのか、社長さんとか役員さんに対しての措置命令かちょっとわからないですけども、その中に命令を賜る理由として書かれていることは、この処分場において行った産業廃棄物の埋立処分について安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋立ならびに投入していることは法第 12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず浸透水の汚染が認められる。また、汚染された浸透水が周辺地下水に汚染を流出するなどの周辺生活環境保全上の支障を・・・させるおそれがあるため、というふうに命令の理由と書かれています。この命令の理由と今ここに示されると、有害物をできるだけ除去しますよと。その有害物は何かということ、特管物だという説明がここでなされているわけですけども、この措置命令とその命令の理由になっている部分とここに示されているというのはちょっと何でこんなふうになるのかというのがよくわからないので説明していただきたいと思います。私たちも、少しでも有害な物を出していただきたいという思いで色々意見を言っていますのでよろしくお願いします。

副市長：はい、どうぞ。

住民：■■■の■■■です。私は前回も質問したことなんですけども、栗東市の飲料水についての話です。一番心配しているのはやはり我々が飲む水が完全かと言うことです。実はこの件について、6月21日に連絡会のメンバーと市議員の方々とお話し合いをしました。その時にですね、今の出庭の水源が汚染されたらどうされるつもりですかとお訊きしたところ、出庭の近くに別の水源を求めています。検討してますという答えがありました。これは考えてみると、野洲川との伏流水かなんかを期待されてのことか。同じ今のRDからの地下水汚染から言いますと汚染された水が流れていく水系ですね、水の通路、その中に全て入ってしまうわけです。出庭の所も出庭の近くの……。ここで汚染されたらどうするの。我々それを非常に心配している。次のちょっと個人的な話して申し訳ないんですけども、前回1月に会議があったときに会議の後に乾沢部長と少し話をしました。その時に乾沢部長は私はこちらの質問をしました。「出庭の水源が駄目になったらどうするんですか。」と。「新しい水源の候補地いっぱい作って調査して持って行ってすぐそれが使えるようになったら良いですね。」という話をしたら、そうしたときに乾沢部長は市議員の方が言われたことと同じ答えをされました。出庭の水源がすぐ近くにあるわけです。それでは同じ水系の中に入ってしまったら。汚水がまわったら何も解決にならない。それをすごく心配している。今先程ですね、■■■の■■■さんが言われましたが、地下水と飲み水の話。これは当然関係のあることですね。地下水を井戸で汲み上げてるわけです、栗東市としては。ですから地下水が汚染されたら飲料水当然影響出ます。先程市長が言われましたように後先の……。時に責任取れるんですか。取れます、取れますと言われました。責任を取るといえるのはどういうことを取ると言われているのかちょっと私は考えてみました。責任を取って辞めますというのはこれは駄目です。責任を取って辞めるというのは、そこから逃げることです。責任を取るといえることは問題を解決するということです。解決するまでずっと仕事を必死になってするということです。今現在問題が起こっています。ですけども、危機管理という観点から言いますと、危機管理というのは起こるかもしれないという危険というものを起こったらどのように対処しようかということを考えています。そのような観点から言いますと、今まで地下水の……。飲料水のモニタリングをずっとやってきました。全然問題ありませんでした。ですが、明日突然出たらどのように解決するか。それは想定内の話なのか、想定外の話なのか。想定内の話だとすれば当然起こったときにどのように対処するのということを説明していただきたい。これを説明されるというのは何を意味するかというと、希望としては出庭の水源、もしできるならば沢内で全く別の水系から地下水をとる。地下水を……。使ってほしい。そうすることで何が起こるかということ、今盛んに問題になっているRD処分場の対策工ですね。あの水が流れてるのであれば、住民は、市民は非常に心配している。その心配を無くしてしまえば、少し時間を稼げる。……。考えて、地下水の問題、飲料水の問題、市も協力できることあるんじゃないかというふうに思って、どういうふうに問題を想定し対処しようと考えてらっしゃるのか。そこが知りたい。以上です。

栗東市（副市長）：最後にもう1点質問を先に。

住民：時間のようなんですが、この今日の会議は司会された方から見るならば県の今の方針を大筋で同意を求めたい。こういう意図でされたということだね。私この前出てまして、特に■■■■の方で申し上げてたのは同意を得られる部分もあるけれども、しかし、基本的に有害物除去の調査について、県は説明会をするよと何回かおっしゃっておられる。今日はこの日程くらい知らしていただけるんだと思うんですが、この回答はございません。だから、県がどうしても同意を求められるならひとつの方策として私たちが求めている思い、要望を聞いてもらうとか、あるいは、質問に答えてもらうだろう、早くセットしてもらいたい。これ2月から続いている。今日はこの回答をいただけないものかということで最後に質問をさしていただいた。

三浦県議：ちょっと、最後になって時間がすんでるんですが、先程から7名の皆さんの意見をお聞かせいただきました。これらの皆様方は共に10年間これらの問題に取り組んでいただいておりますので非常に専門的に県の役人よりもレベル的にも高いお話をいただいております。そういうようなことも考えなあかんねやなあというようにひとつの思いを実はいたしております。ただそういうような形の中で先程冒頭申し上げたように今回のこの関係については、平成22年度を県、地元、あるいは栗東市そういうような共同歩調でとって一歩でも進むように、こういうような状況ですので、今、■■■■の■■■■さんのお話にありましたように年度当初にそういうような説明をさせていただくことはやぶさかではないと思いますし、当然県もそういうように考えると思いますけれども、我々議会のサイドとしては、県が栗東市のために、あるいは栗東市の住民のためになるということであれば、もう同意をもらわなくてもやっても良いじゃないかと、そういうような議会で極論をする人もいます。但し、我々としては地元の議員としてそれはしてはならない。なんとしてでも条件を付けてでも同意をいただいて、そしてみんなと一緒にやってこの問題の解決を図っていくねやと。この姿勢を堅持をしておりますのでこういう会を持つてるわけですので、ひとつそのへん文章で納得できるものが出てこないとな駄目なんですとか、あるいはこれから先程から言ってますように調査委員会の中で皆さんの意見を十分聞かすと。そして、先程からどなたかおっしゃったように、■■■■さんですか。有害物を除去するその仕様も、専門委員会に聞くような状況を作って事に当たっただけやというように経験もいただいております。そういうことも含めて、取り敢えず解ったというように状態の中で前に向けて進めと、さっきから■■■■さんがいますように、その近くの環境の話も本当にそれが安心なのか、そういうようなことも含めて、やっぱり先程からの■■■■の話、あるいは■■■■の皆さんの話、早うちょっとでも前に進めてほしい、こういうような一つの状況にならないと、それはほんまにさっきからの■■■■の■■■■くんの話じゃないですが、そんなことやってたら10年くらいやってななんと、このようなお話もありました。そこら辺はもうひとつ自治会で色んな意見はあると思いますけれどもおまとめいただいて、方向としては前を向いて進めようと、こういうようなやっぱりひとつの指導をお考え下さったということが我々地元の議員としての皆様方に対するお願いですので、ひとつまあ今後このような話になりますと又どうというような状況で県が対応するのか、あるいは市が対応するのか皆さん方にお考え頂かないといけませんけれども、前に進まへんわけです。その辺だけ一つご理解を頂いておきたいとこの

ように思います。

九里県議：実は、真意が気持ちが通じ合えないというお話なんです、一昨日も田島副大臣とも話をしました。今日、先程申し上げました12月18日の2点、これは思いをというふうに私は思っておりますし、当然皆様方の様々な思いは1年半本当に身を持って感じていたんですが、そういう部分も含めて今日のこの会議があるというふうに思っておりますので、国・県・市の市長も初めてこういう場で発言をされました。そういう部分も含めて、国・県・市が総じて一歩前に入るんやという気概・覚悟を持って今日は出てもらってるというふうに思います。それがそんなことないやないか、信じられへんという方もあるかも知れませんが、私はもうそれだというふうに思ってますし、国がその部分でフォローしていくという話も一昨日もありましたので、そこで何とか一歩前に進んでいってもらえないだろうというのが議員として取り汲んできた一人の人間としての思いです。よろしくお願い致します。

住民：あなたたち住民の代表じゃないですか。

栗東市(副市長)：そしたら■■■さんなり、■■■の方、■■■の方からのご質問がございました。もし、回答ありましたら。

滋賀県(部長)：先に、■■■の少しでも前に進みたいという気持ちは全く同感です。今二人の住民さんおっしゃってる、それもその気持ちが出てると思います。やはり進まないと解決しないとそういうふうに思います。予算は使わないと流れてしまいます。だからそういう意味でぜひともここは先程言いましたように進むための同意なんです。決して・・・のための同意ではありません。進めていくための同意です。僕はこれは解って頂きたい。それでないとまたしてもここで・・・れてしまう。これはなんとか回避して頂きたいとよろしくお願いしたいと思うんです。今の廃掃法の話、ちょっとすみません、上田君。

滋賀県(上田室長)：廃掃法の関係でございますけども、不適正な処分が行われることと、その事によって生活環境保全上の支障が生じる場合に措置命令をかけるということになります。この生活環境保全上の支障というのは、例えば今回外に出ている地下水汚染ですとか、それから西市道側の急坂になって・・・の方へ落ちるんじゃないかという意味合いで措置命令をかけるものであって、その対策として効果的で合意的にやっていくというのが国の指針の中に載っているということでございます。措置命令は何回かかけているのですが今ちょっと持ってきてないんですが、まずは社長、それからRD社、次から次へかけております。それと私どもの調査で直にかかわった役員、そういう方に措置命令をかけておいて、現在はそういう方に対して求償の・・・していく、そういう段階に至っております。

住民：5月にかけて、なんで7月にかけてるんですか。5月に処分場の許可を取り消されて措置命令も出してられるんですよ。その後、又平成20年7月24日に措置命

令を出されてるんですけれども。

滋賀県（室長）：2回に分けたということですか。

住民：2回に分けたということではなくて、同じ内容を、同じ内容というか、・・・もう一回地下水汚染があって、措置命令が出されている・・・

滋賀県（室長）：ちょっと今ここに持ってないんですけれども、西市道側のドラム缶が出てきたときにかけてた措置命令のことをおっしゃってられるんですか。

住民：違う、違う。

滋賀県（室長）：その後ですね。基本的に相手が違ってるんじゃないかと思うんですけど、うちの方が措置命令をかける際に法的に処分をかけることになりますのでその・・・とか、そういうふうな手続きが出てきますので、そういう関係で2回に分かれているんじゃないかなあと思うんですけど。

住民：5月にRD社に対してと・・・社長に対して・・・。また教えてください。後で結構です。

滋賀県（室長）：又、職場の方からお願いします。

栗東市（栗東市長）：■■■■の■■■■さんのご質問ですけれども、基本的に議会でも申し上げておりますように、RDによる地下水汚染と水道水は科学的に根拠、汚染について関連性があるかという質問がありますけれども関連性はないということをお答えしておりました、それを前提にして今日のお答えを致しますけれども。現在、用地を買収しまして、新たな水源地を求めて間もなく工事に着手致します。これは一つには河川法の関連がございまして、それが改修等ができないということから、新たな水源地を求めております。あそこが市の中では本当においしい安全な水が現在も出てきているという、そういうことが現実の姿でございまして、これからもその地で同じようにおいしい水を供給をしていきたい思っているわけでございます。確かに地下水は汚染された徐々に一日何cmか何十cmかこれは具体的には色々説がありますんでわからないですけど、それをなんとか食い止めたいということは、どうしたらいいのかというのはこれはもう解決の恒久対策をしてもらおうということが一番でございます。つまり汚染された地下水が下流に流れないようにするというところでございます。それには、恒久対策をするということが一番。その為にはもちろん皆様方がおっしゃってる有害物はできるだけ除去するというのも大切ですし、さらにそれでも完全に除去できない場合には、よりよい原位置浄化案のような遮水壁をするなりをして流れないようにすることが一番たと思ってるわけでございます。そのためにも私どもとしては昨年に同意という選択をしたわけでございます。それからもし、ないことを前提にしてお話をするわけですが、もしそういうことが起こればということでございますが、これはそういうことに限らず色んな他にも、そんなことが

起こったならならぬんですけれども、それは日に、日々、色んな検査をしながら安全な水を供給をしていくということでありますので、もし起こるということはちょっと今どうするかという危機管理の面では全、そういう対応しておりますので起こらないというふうに思っております。それから責任をとる、どうとるのかということでありますが、それはその関係、それは科学的根拠なくて関連性がないという私の発言に責任をとるということでございます。

栗東市（副市長）：ありがとうございます。時間が、

住民：最後にちょっと、最後に。■■■■の■■■■です。他の自治会さんの意見を聞いてますと、どうも、今日では同意をいただけないと私は思ってます。その場合ですね。あの処分場はあのままなんですか。予算が付かないとおっしゃってるんで。それをどうお考えですか。

滋賀県（部長）：少なくとも来年度に、22年度に今計上している予算は調査委員会の目的、有害物を見つけて、・・・、対策工法を最終確定させて実施計画書を書くということまでの予算ですから、少なくとも・・・大変大事な年なんです。その来年度予算でたちまち有害物がすぐ除けられるというのはありませんけど、間違いなく次の年の本格的な対策に向けての重要な充実した1年間を過ごすことができるんですけれども、もしこのまま執行できなくなりますと、それは間違いなく遅れていきますし、その間の地下水からの・・・とかするのであれば止まらないということになりますので、そのところはやはり戻るしかありませんけれども、一步一步踏んで行くための大事な1年だと思ってますので、確かにご意見がいろいろあると思えますけれども、進ませて頂きたいと先程申し上げました私の思いです。■■■■さん、解決したいとおっしゃいますけれども、私としてはやはり22年度の予算ですね、執行して行って考えていくこともあるんじゃないかと。執行しないまま止まっていて、そして議論するのは簡単ですけども議論を・・・させてしまいます。しかし、まずじゃあ有害調査委員会を立ち上げようじゃないかというような、一步の踏み込み、踏み出しですね。そういうものは、して頂けるんじゃないかなと私はそう思うわけです。全てが止まってしまうじゃなくて段階的に進めていくのは可能だと思います。そういう意味での22年度は大変大事な1年です。今危機感の対応をおっしゃるような次のステップにする為には絶対・・・いけない1年なんです。そういう意味でご意見もありますし、・・・もありませんけども予算を執行する、ゴーをさしてもらって、それを何とかお願いしたというのが思いなんです。

栗東市（副市長）：時間がだいぶ伸びております。これで、

滋賀県（部長）：話し合いはこれからも継続してしていきますけれども、少なくともですね、さっき言いましたように調査委員会を立ち上げて行く、そういうような準備にですね、・・・とか話し合いたいというのが今日設けたわけなんです。話し合いをすぐやめるとは言ってません。これから話し合いされる・・・条件とされてる2番について、これから有害物検討委員会のときにもう一回また出てくると思います。それは議論すること

はいいことだと思いますけれども、今の段階で1番は解っているけれども、2番は全部同意してしまうということになるのかどうか、そのところはもう少し考えていただきたいなあという思いがあるわけですけども。

住民：反対でしょ。そっちが考えるべきでしょ。

滋賀県（部長）：何回も考えて頂きたいというのは・・・

住民：・・・できない。

住民：質問いいですか。今までずっと話聞いててね、何が問題なのかよく解ってくれてないです。一つは、住民の意見が何か出ます、必ずそれに対して反論として出てくるんです。そういうことを受け止めて、じゃあ住民も納得できる方法、納得するためにはどうしたらいいのかという話に向かないんです。反論ばかりを捉えているんですよ。これでは進めないんですよ。

滋賀県（部長）：反論な・・・

住民：私が一番期待しているのは、言葉でなくて態度で示してほしい、例えば質問が出ました。例えば先程お伝えした最初70の質問が出ました。あと30出ましたと。「それでは、一週間ちょっとずつ積み重ねていって全部解決しましょうよ」でも良いんです。そうやってきちんと説明して貰ったら、態度で示して貰ったら納得しますよ。それから、説明会して下さい。説明会して貰って、話し合いで満足できなかつたら、次のスケジュールをどうしましょうと話して、積み重ねていけないといけない。そういう要望があって・・・住民は納得しないんです。だからそれに対して言葉の反論じゃなくって、きちんと積み重ねていきましょう。そうやって建設的に進めていきましょう。そうでない限り進まないです。

栗東市（副市長）：はい、今のご意見を伺いまして時間もまいりましたので、今日は全体の方々のほどよく意見が聞けたと思います。基本的には早く解決をしていきたいと思えますし、又話し合いも続けていくというようなこともございます。で、この場合の基本方針というものが、示め出されております。これに乗っ取って今後、一步前に進んで頂きたいと市としては思っているところでございます。それでは最後に副知事、お願いします。

滋賀県（副知事）：本日は長時間に渡りまして大変ありがとうございます。丁度、私平成の12、13年と琵琶湖環境部でRD問題に携わらせて頂きました。その際は・・・について対応・・・、ということで現場でいろんな調査、あるいは、・・・併せて・・・合同対策委員会の皆様方を中心に話し合いをさせていただきながら、どうしていくかという解決の道筋をいろいろと議論をさせていただきました。その中で議論を踏まえつつも対策工も同時に並行に進めていきながら、確かやってきたような記憶がございます。そういった点で・・・ご意見を賜りまして、調査の方向なり、あるいは調査委員会の運営の

方向なりについては色々と今後皆様方と詰めをさせていただく必要があろうと思いますけれども、基本的に今日■■■の■■■さんがおっしゃっていただきましたように基本方針につきましてはこういった方向でなんとか、22年度、前向きに皆様方とお話をさせていただきながら予算を執行していくというようなことをご同意がいただけるのであれば、そのように私どもの方でも今後の話し合いも一つにさせていただくということもお願いをさせていただきながら、前に進ませて頂けたら大変ありがたいと思っておりますので、どうぞ一つよろしくお願いを申し上げます。

住民：・・・できないです。有害物の問題を除去してできないです。

滋賀県(副知事): したがいまして有害物の問題につきましても当然、これは私どもが基本方針の中で委員会を立ち上げてその委員会の元でこういった議論もさせていただくということが基本方針の中に唱っているということでございます。その基本方針を見て2の有害物の調査なり、除去ということをして・・・ということでございますので、決してそれをこのままで、どうしても・・・という考え方でこういうふうに対応していくという・・・でございます。

栗東市(副市長): 本日は色々なご意見をいただきました。その中で一歩でも前に進める方向での会議だったと思います。誠にありがとうございました。市と致しましても今後も県に対しましてその努力をしてまいりたいと思います。今後この問題の解決に向けまして皆様方のご協力をお願いいたしまして、以上をもちまして本日の会議を閉会にしたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上